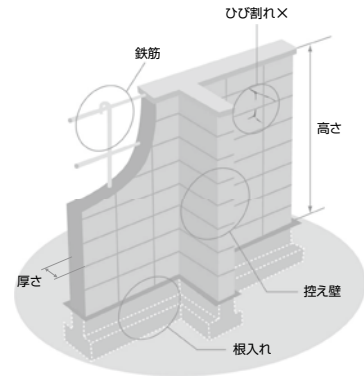


ブロック塀を点検しましょう



ブロック塀の維持管理は、所有者・管理者の責任です。日頃から点検を行いましょ。次項目の一つでも不適合があれば、早期に改善しましょ。

- ① 塀の高さは、地盤から2.2m以下か
- ② 塀の厚さは、10cm以上か

(塀の高さが2m超2.2m以下の場合15cm以上)

- ③ 控え壁はあるか(塀の高さが1.2m超の場合、塀の長さ3.4m以下ごとに)
- ④ コンクリート基礎があるか
- ⑤ 塀に傾き、ひび割れはないか
- ⑥ 塀に直径9mm以上の鉄筋が基準どおりに入っているか
- ⑦ 基礎の根入れがあるか

ブロック塀以外の組積造の塀(石造やレンガ造り等)には、別の基準があります。

問 都市計画課 ☎内線242

災害時医療救護所をお手伝いいただける医師・看護師等の登録のお願い



大磯町を含む近隣で、大規模な災害が起きた時には、町内のクリニック、医院は休診となり、大磯小学校と国府小学校(被災状況により開設)に医療救護所が開所される予定です。救護所

の近くにお住まいで、地元医師会に協力して、救護所の医療活動に参加していただける医師・看護師等(介護福祉士等の福祉職、日赤救急法等の指導者を含む)の登録をお願いします。(休日や夜間だけ活動可能な方なども含みます。)

年間1、2回の連絡訓練と研修会など、ご都合のつく範囲でのご参加をお願いします。ぜひ、お力をお貸しください。詳しい活動内容等についてはお問合せください。

問 スポーツ健康課 ☎内線345

住宅の耐震診断・補強改修工事補助金

昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震基準の建物は、一般的に、震度5以上で、倒壊する危険性があるといわれています。

町では旧耐震基準の木造住宅を対象に「住宅の耐震診断等」の費用に補助を行っています。

▼対象建築物

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅

▼申請受付

令和元年12月27日(金)まで ※いずれも、先着順、年度内に完了するなど条件等があります。

補助金の目安	耐震診断	一般	70,000円を限度。
		緊急輸送路	80,000円を限度。 緊急輸送路(国道1号、県道等)沿道住宅
		非課税世帯	85,000円を限度。 世帯全員が2年以上町民税非課税。
	耐震補強設計		100,000円を限度。
	工事監理		50,000円を限度。
	耐震補強工事		500,000円を限度。

問 都市計画課 ☎内線242
詳細は、お問合せください。

**赤十字会員増強運動
ご協力ありがとうございました**



4月に、各地区の日赤協賛委員(区長)を通じて、各家庭に日赤社資募金をお願いしたところ、2,807,790円(8月13日現在)の募金が集まりました。皆さんの温かいご理解とご協力に対し、厚くお礼申し上げます。

いただきます。いただいた募金は、日本赤十字社の実施する災害救援活動、救急法等講習会の実施、血液事業の推進及び国際的な救援活動等の資金として活用されます。大磯町分區においても幼児安全法や健康生活支援短期講習の開催などに活用しており、今年度も各種講習会を開催する予定です。今後とも、皆さんの温かいご支援をお願いします。

問 日本赤十字社神奈川県支部大磯町分區(福祉課内) ☎内線303

10月から飲食店における消防器具の設置基準が変わります

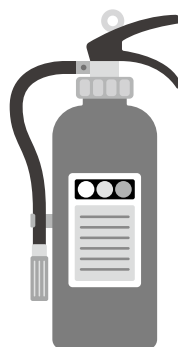
火を使用する設備または器具を設置されているすべての飲食店は消防器具の設置が義務となります。

▼対象外

調理油過熱防止装置(Siセンサー)、自動消火装置、圧力感知安全装置等の設備、器具が設置されている飲食店。電気を熱源とするもの。住居と飲食店が併用されている場合、飲食店が住居より小さく、延べ面積が50㎡以下の飲食店。

▼維持管理

消火器の設置後、半年ごとに点検を行い、1年に1回消防署に報告が必要となります。



問 消防総務課 ☎(61)0911